



豊見城市

第三期

豊見城市

子ども・子育て

支援事業計画

計画期間 令和7年度～令和11年度

【概要版】

令和7年3月

豊見城市

計画策定の背景と趣旨

国における幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の質・量的拡充、家庭における養育支援などを総合的に推進するために導入された「子ども・子育て支援新制度（平成27年4月）」の開始から10年が経過しました。令和5年4月にはこども家庭庁が発足し、「こどもまんなか社会」を実現すべく様々な政策が推進されています。

本市では、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画として「豊見城市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月）」、「第二期豊見城市子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月）」（以下、第二期計画という）を策定し、子どもたちの健やかな成長と安心・安全な子育て環境づくりに取り組んでまいりました。

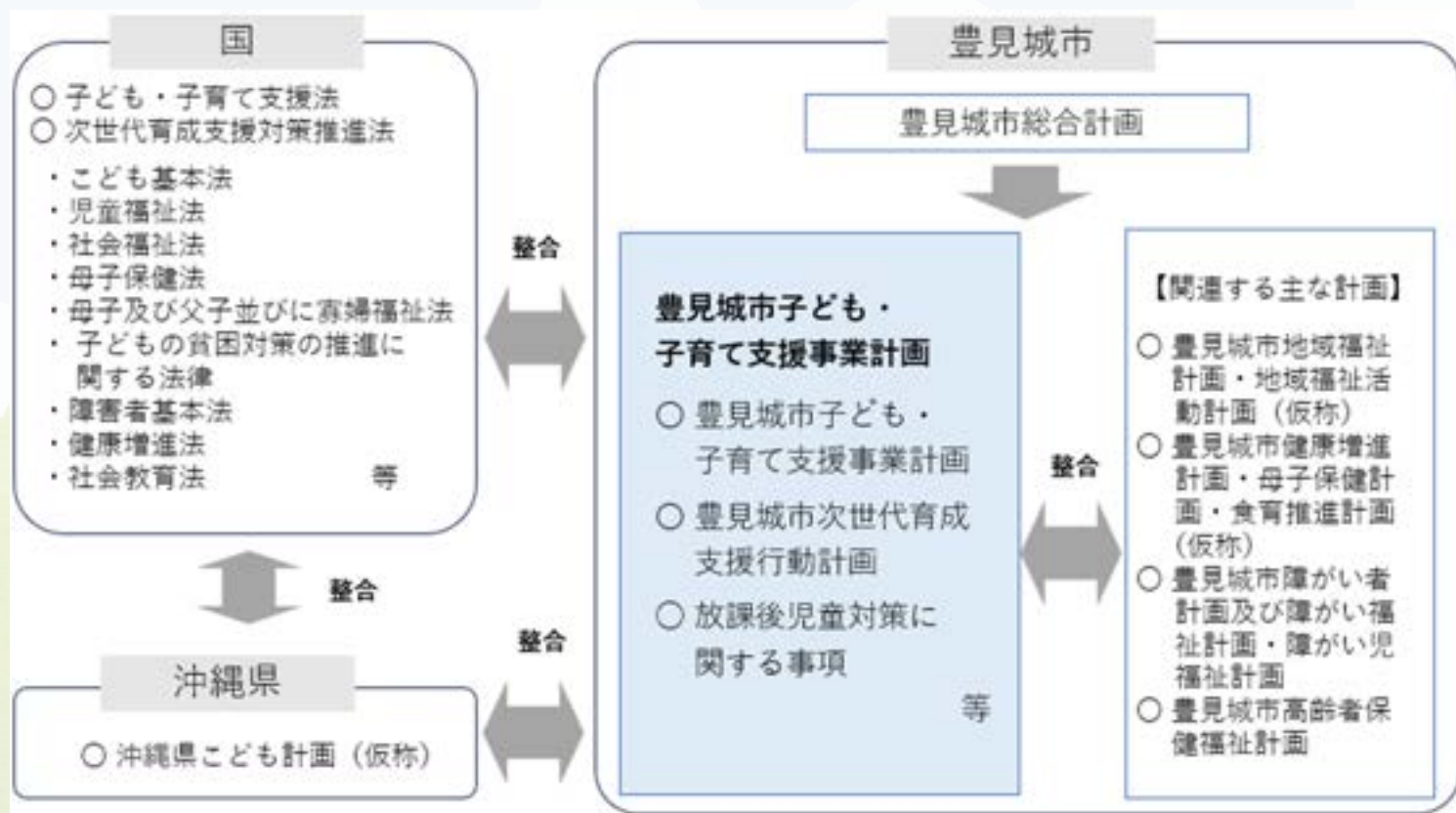
第二期計画の計画期間が令和7年3月をもって終了するにあたり、「第三期豊見城市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き、乳幼児期の教育・保育、子ども・子育て支援、放課後児童対策、母子保健の充実、必要な支援や保護を提供する体制づくりと質・量の拡充を図り、すべての子どもが健やかに成長できる環境づくりを目指します。

計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年計画です。また、計画期間中においては、年度ごとに事業の実施状況を確認し、本計画の期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

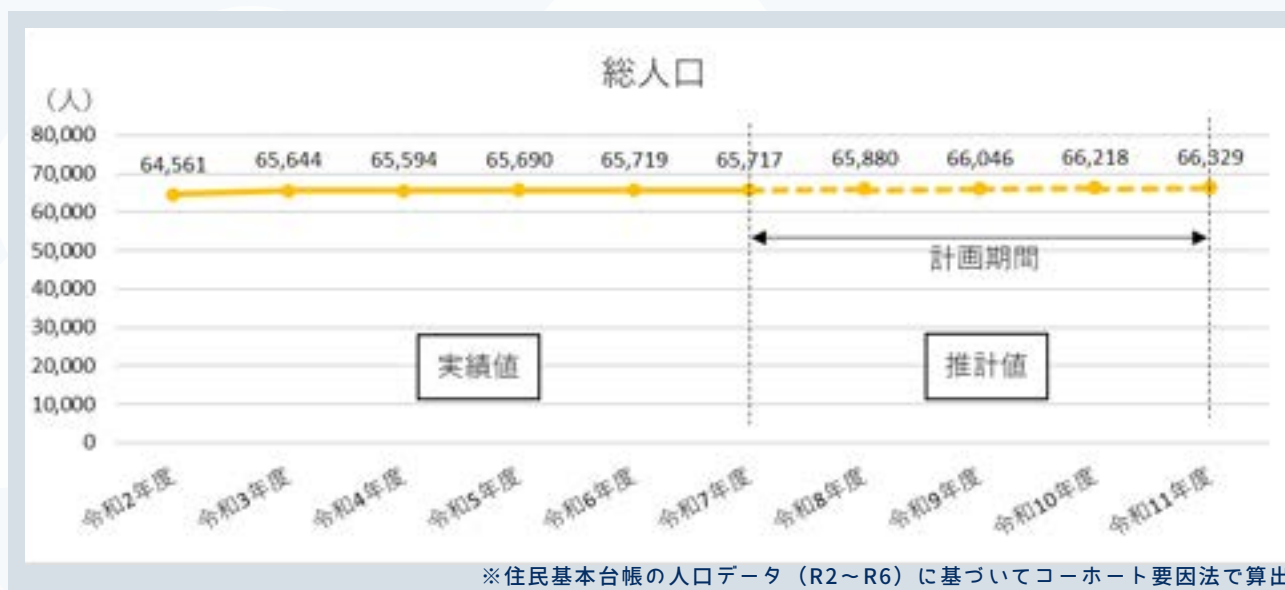
他計画との関係

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」、「放課後児童対策に関する事項」を一体のものとして策定したものです。また、本計画は「豊見城市総合計画」を上位計画とし、子どもの福祉や教育に関する市の他計画との整合性を図り、調整を保って策定しています。

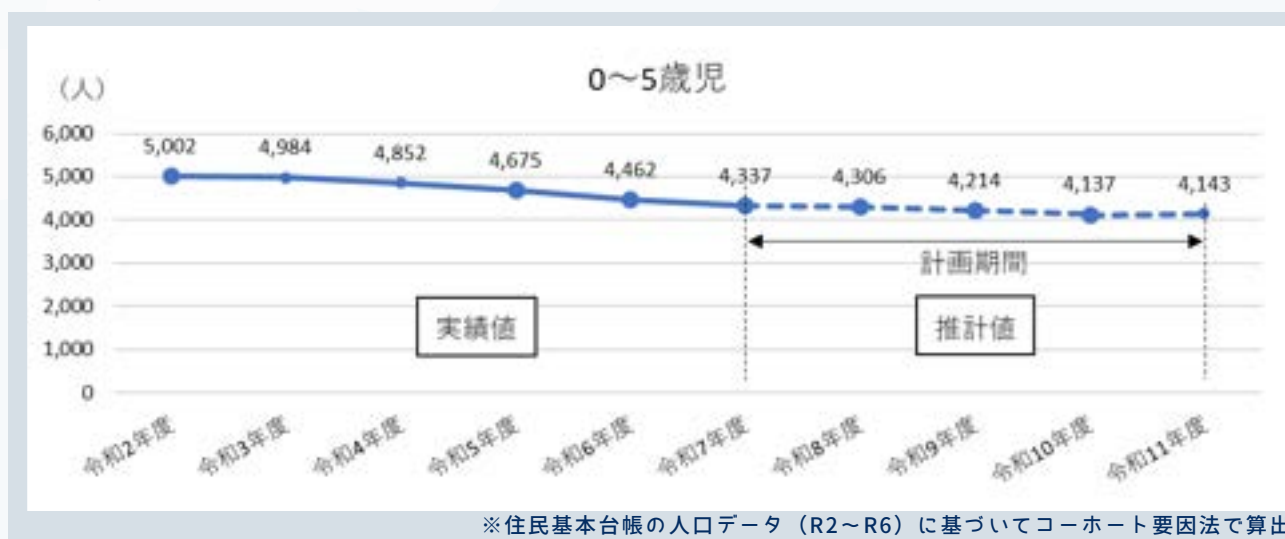


人口推計

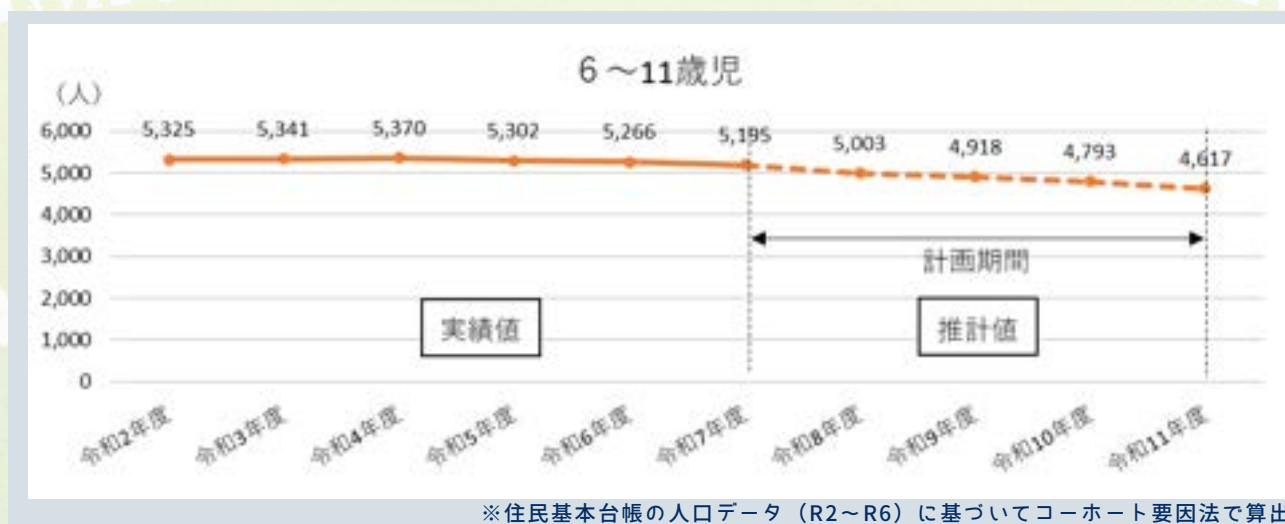
総人口の推計



0歳～5歳児の推計



6歳～11歳児の推計



計画の基本理念

子どもは、家族にとっても、社会にとっても、未来につながる大きな可能性を持ったかけがえのない存在であり、一人一人の存在が、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、夢と希望にみちた社会をつくり出していく力となります。

第三期豊見城市子ども・子育て支援事業計画では、子ども一人一人が心身ともに健やかに成長し、安心して子どもを産み育てることができる社会を目指し、基本理念を次のとおり掲げます。

子どもが生きる夢と希望にみちたまち

子育て・親育ちの支援

子どもたちが次代の担い手として健やかに成長し、子どもを産み育てる親が自ら学びながら子の成長を支援する地域社会を目指します

地域のなかでの子育て支援

市民相互の協力による地域の子どもたちへの声かけ見守りを促進し、社会全体で子育てを支える環境を整えます

生活や学びの円滑な移行

保育施設の受入状況が改善され、子どもの生活や学びがスムーズに小学校教育へと移行する環境を整えます

子どもの貧困の解消

子どもの貧困の連鎖が解消される地域社会を目指します

計画の基本目標

目標 1 : 教育・保育施設等の円滑な利用の確保

目標 2 : 地域子ども・子育て支援の充実

目標 3 : 子どもの居場所づくり

目標 4 : 健康を育む保健対策の充実

目標 5 : 支援を必要とする家庭への対策の充実

施策の体系

基本理念

子どもが
活きる夢と
希望に
みちたまち

基本目標

目標1

教育・保育施設等の円滑な利用の確保

目標2

地域子ども・子育て支援の充実

目標3

子どもの居場所づくり

目標4

健康を育む保健対策の充実

目標5

支援を必要とする家庭への対策の充実

基本施策

- (1) 1歳児～2歳児の受け入れ枠の確保
- (2) 地域型保育事業者による連携施設の確保
- (3) 認証保育の利用推進
- (4) 教育・保育の質の確保と向上

- (1) 教育・保育における子ども・子育て支援事業
- (2) 子育て世帯の相談と支援事業
- (3) 地域子ども・子育て支援の質の確保と向上

- (1) 放課後児童健全育成事業の推進
- (2) 子どもの居場所づくりの質の確保と向上

- (1) 妊婦健診事業
- (2) 産後ケア事業
- (3) 乳児家庭全戸訪問事業
- (4) 健康を育む保健対策の質の確保と向上

- (1) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- (2) 養育支援訪問事業
- (3) 子育て世帯訪問支援事業
- (4) 子育て短期支援事業
- (5) 支援を必要とする家庭への対策の質の確保と向上

子育て・親育ちの支援

地域のなかでの
子育て支援

生活や学びの
円滑な移行

子どもの貧困
の解消

目標 1 教育・保育施設等の円滑な利用の確保

少子高齢化や核家族化の進行などに加え、働き方の多様化により、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。地域ごと・年齢ごとに生じる教育・保育の需給の不均衡を解消し、子どもの生活や学びの連続性を確保することで、子どもたちを安心して預けられる質の高い教育・保育の提供を推進します。

【主な事業・取り組み】

- ◎ 1歳児～2歳児の受け入れ枠の確保 ◎ 地域型保育事業者による連携施設の確保
- ◎ 認証保育の利用推進 ◎ 教育・保育施設、地域型保育事業（小規模保育施設・事業者内保育施設地域枠）、認可外保育施設（認証保育事業・企業主導型保育事業）の質の確保と向上
- ◎ 保幼小連携の推進 ◎ 教育・保育事業職員の確保
- ◎ 教育・保育事業職員の質の向上 等

目標 2 地域子ども・子育て支援の充実

保護者の就労形態の多様化や子育て世帯が抱えるそれぞれの環境の違いに適切に対応するために、様々な子育て支援の充実が求められています。本市の実情に応じて適切な地域子ども子育て支援事業を実施し、子どもと子育て世帯の支援を充実します。

【主な事業・取り組み】

- ◎ 延長保育事業 ◎ 預かり保育事業 ◎ 一時預かり事業 ◎ 病児保育事業
- ◎ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ◎ 利用者支援事業（保育コンシェルジュ、子ども家庭センター、妊婦等包括相談支援事業） ◎ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- ◎ ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）
- ◎ こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業） 等

目標 3 子どもの居場所づくり

核家族化の進行や働き方の多様化により、子どもの居場所のニーズが高まっています。本市でも全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう子どもの居場所の受け皿整備を進め、その役割をさらに向上させます。

【主な事業・取り組み】

- ◎ 放課後児童健全育成事業の推進 ◎ 放課後子ども教室の推進
- ◎ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携又は校内交流による放課後対策の推進
- ◎ 児童館の充実 ◎ 児童館における中・高生の居場所づくり 等

目標4 健康を育む保健対策の充実

全ての子育て家庭及び妊産婦が安心して子どもを産み育てられるよう、相談体制の強化等により妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を充実させ、地域における子育て支援の場や機会の拡充を図るとともに、子育てに関する情報提供・相談対応の充実や子どもの健やかな育ちを支える取り組みを推進します。

【主な事業・取り組み】

- ◎妊産婦への保健対策
- ◎ハイリスク妊産婦支援
- ◎産後ケア事業
- ◎乳児家庭全戸訪問事業
- ◎乳幼児の健康を守る支援
- ◎乳幼児健診の充実
- ◎事故予防と感染症予防対策
- ◎学童期・思春期から成人期に向けた保健対策 等

目標5 支援を必要とする家庭への対策の充実

子どもの命と権利を守るため、児童虐待、子どもの貧困、ひとり親家庭、育児不安、疾病・障がいなどの課題を抱えている個々の家庭の生活の安定・向上に向けた支援を行います。

【主な事業・取り組み】

- ◎子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策地域協議会）
- ◎養育支援訪問事業
- ◎子育て世帯訪問支援事業
- ◎子育て短期支援事業
- ◎ひとり親家庭への対策の充実
- ◎特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実
- ◎親子教室
- ◎親子通園事業
- ◎子どもの貧困への対策の充実 等

教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定

認定区分	年齢	保育の必要性	必要量	対象施設		
	満3歳以上	なし	教育標準時間	- 認定こども園（教育） - 幼稚園		
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		260	254	239	233	235
確保方策		435	435	435	435	435
認定こども園		345	345	345	345	345
幼稚園		90	90	90	90	90

(2) 2号認定

認定区分	年齢	保育の必要性	必要量	対象施設		
	満3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	- 認定こども園（保育） - 保育園等		
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1,813	1,771	1,664	1,614	1,632
確保方策		2,040	2,040	2,040	2,040	2,040
認可保育所		829	829	829	829	829
認定こども園		1,175	1,175	1,175	1,175	1,175
企業主導型保育事業		36	36	36	36	36
認証保育園		0	0	0	0	0

(3) 3号認定

認定区分	年齢	保育の必要性			必要量		対象施設									
	満 3 歳未満	あり			保育標準時間 保育短時間		・ 認定こども園（保育） ・ 保育園等 ・ 地域型保育事業所									
		令和 7 年度			令和 8 年度			令和 9 年度			令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み		235	521	542	234	564	521	232	560	564	231	555	560	228	553	555
確保方策		341	566	573	341	566	573	341	566	573	341	566	573	341	566	573
認可保育所		160	283	283	160	283	283	160	283	283	160	283	283	160	283	283
認定こども園		85	164	157	85	164	157	85	164	157	85	164	157	85	164	157
小規模保育施設		42	42	46	42	42	46	42	42	46	42	42	46	42	42	46
事業所内保育施設（地域枠）		32	42	49	32	42	49	32	42	49	32	42	49	32	42	49
企業主導型保育事業		22	29	32	22	29	32	22	29	32	22	29	32	22	29	32
認証保育園		0	6	6	0	6	6	0	6	6	0	6	6	0	6	6

※企業主導型保育事業と認証保育園は、認可外保育施設

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業名		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業							
量の 見込み	特定型	か所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
	妊婦等包括相談支援事業型	面談回数	2,079	2,064	2,052	2,034	2,034
確保 方策	特定型	か所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
	妊婦等包括相談支援事業型	面談回数	2,079	2,064	2,052	2,034	2,034
延長保育事業							
量の見込み		人	573	568	554	543	545
確保 方策	実人数	人	573	568	554	543	545
	設置数	か所	32	32	32	32	32
実費徴収に伴う補足給付を行う事業							
副食 費	量の見込み	人	4	4	4	4	4
	確保方策	人	4	4	4	4	4
日用 品等	量の見込み	人	—	—	—	—	—
	確保方策	人	—	—	—	—	—
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業							
量の見込み		件	—	—	—	—	—
確保方策		件	—	—	—	—	—
放課後児童健全育成事業							
量の見込み		人	1,411	1,337	1,318	1,298	1,233
確保 方策	全体	人	1,545	1,545	1,545	1,545	1,545
子育て短期支援事業（ショートステイ）							
量の見込み（延べ人数）		人日	0	6	6	6	6
確保 方策	延べ人数	人日	0	6	6	6	6
	設置数	か所	0	0	0	0	0
子育て短期支援事業（トワイライトステイ（夜間養護等事業））							
量の見込み（延べ人数）		人日	—	—	—	—	—
確保 方策	延べ人数	人日	—	—	—	—	—
	設置数	か所	—	—	—	—	—
乳児家庭全戸訪問事業							
量の見込み		人	698	693	688	684	678
確保方策		実施体制：保健師、助産師、母子保健推進員					
		実施機関：子育て支援課					

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業名		単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
養育支援訪問事業							
量の見込み		人回	18	18	18	18	18
確保方策		実施体制：保健師、助産師、保育士、社会福祉士等にて実施					
子育て世帯訪問支援事業							
量の見込み（延べ人数）		人回	229	229	229	229	229
確保方策（延べ人数）		人回	229	229	229	229	229
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業							
量の見込み		協議会	1	1	1	1	1
確保方策		実施体制：豊見城市要保護児童対策地域協議会					
		実施機関：市、児童相談所、警察、学校、保育所、その他地域関係機関					
児童育成支援拠点事業							
量の見込み		人	－	－	－	－	－
確保方策		人	－	－	－	－	－
親子関係形成支援事業							
量の見込み		人	－	－	－	－	－
確保方策		人	－	－	－	－	－
地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）							
量の見込み（月当たりの延べ利用回数）		人回	11,472	11,575	11,680	11,786	11,892
確保方策（延べ人数）		か所	3	3	3	3	3
一時預かり事業（幼稚園型）							
量の見込み（延べ人数）		人日	24,072	23,541	22,125	21,594	21,771
確保 方策	延べ人数	人日	24,072	23,541	22,125	21,594	21,771
	設置数	か所	15	15	15	15	15
一時預かり事業（その他の一時預かり）							
量の見込み（延べ人数）		人日	820	814	796	782	783
確保 方策	延べ人数	人日	820	814	796	782	783
	設置数	か所	1	1	1	1	1
病児保育事業（病児・病後児対応型）							
量の見込み（延べ人数）		人日	315	307	301	295	289
確保 方策	延べ人数	人日	315	307	301	295	289
	施設数	か所	2	2	2	2	2
ファミリーサポートセンター事業		※集計数量：未就学児は預かりのみ、就学児は預かり及び送迎					
未就 学児	量の見込み（延べ人数）	人日	388	384	376	369	370
	確保方策（延べ人数）	人日	388	384	376	369	370
就学 児	量の見込み（延べ人数）	人日	1,014	1,014	1,014	1,014	1,014
	確保方策（延べ人数）	人日	1,014	1,014	1,014	1,014	1,014

事業名		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ファミリーサポートセンター事業(病児・緊急対応事業)							
量の見込み(延べ人数)		人日	—	—	—	—	—
確保方策(延べ人数)		人日	—	—	—	—	—
妊婦健康診査事業							
量の見込み		人	8,455	8,394	8,345	8,272	8,272
確保方策		実施体制：沖縄県内協力医療機関受診等					
		実施機関：産科または婦人科の医療機関及び助産所					
産後ケア事業			※産婦健診は母子保健計画の計画値に準ずる				
産後ケア事業	量の見込み(延べ人数)	人日	2,792	2,772	2,752	2,736	2,712
	確保方策(延べ人数)	人日	2,792	2,772	2,752	2,736	2,712
産婦健診	量の見込み(延べ人数)	人日	1,284	1,275	1,266	1,259	1,248
	確保方策(延べ人数)	人日	1,284	1,275	1,266	1,259	1,248
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)							
量の 見込み	延べ人数 0歳	人日	720	720	720	720	720
	延べ人数 1歳	人日	480	960	960	960	960
	延べ人数 2歳	人日	720	960	960	960	960
確保 方策	延べ人数 0歳	人日	720	720	720	720	720
	延べ人数 1歳	人日	480	960	960	960	960
	延べ人数 2歳	人日	720	960	960	960	960
	設置数	か所	2	5	5	5	5

計画の推進について

1. 計画の周知

子育て家庭、子育てに係る実施主体・関係団体をはじめ、多くの市民の理解と協力が重要であることから、第三期計画においても、引き続き関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページ、公式LINE、情報冊子、リーフレットなど様々な媒体を活用して、広く市民に周知します。

2. 計画の推進体制

教育・保育事業をはじめとする子育て支援対策を進めるため、庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との連携も積極的に行い、教育・保育施設等の運営状況など必要な情報を共有し、共同で指導を行い教育・保育の質の確保を図ります。

質の高い教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業、またその他本計画に掲げる取り組みを確実に実施し、子育て家庭が希望するような子育て支援環境を整える必要があります。

そのため、教育・保育施設をはじめとする子育て支援に係る取り組みの実施主体との連携、要保護児童対策分野、母子保健分野、その他関係する機関や団体等との情報共有、取り組みの方向性についての相互理解などを十分に行いながら、密接な連携により進めていきます。

3. 豊見城市こども計画

本市では、令和7～8年度にかけて、子どもの貧困対策、少子化対策、子ども・若者育成支援に関する計画の策定を予定しています。「第三期子ども・子育て支援事業計画」とこれらの計画をまとめた全体を『豊見城市こども計画』として位置付けることとします。

4. 事業等の実施状況、ニーズ等の定期的な把握

本計画を策定するにあたり、ニーズ調査、事業者ヒアリング、保護者インタビューを実施し、子育て家庭の声の把握を行いました。本計画はニーズを踏まえながら策定していますが、子育て家庭のニーズや子育て環境および社会情勢の変化に加え、子ども・子育て支援制度の改正などに基つきながら、計画開始後もニーズ把握を定期的に行っていきます。

5. PDCA サイクルによる推進状況のチェック

本計画の推進状況の確認や更新にあたっては、取り組みの達成状況を継続的に把握・評価し、評価にもとづいた計画の改善を図る「PDCAサイクル」による適切な進捗管理を行っていきます。

このため、第三期計画の推進についても、引き続き関係課による内部評価を定期的に行うとともに、「豊見城市子ども・子育て会議」で、年度ごとの進捗状況の把握・点検を行い、その結果を踏まえて、計画の見直しを行っていきます。



市の教育・保育提供区域

豊見城市子ども・子育て支援事業計画では、子どもたちや子育て家庭の日常生活圏として、中学校区の3区域を基本とした教育・保育提供区域を設定してきました。

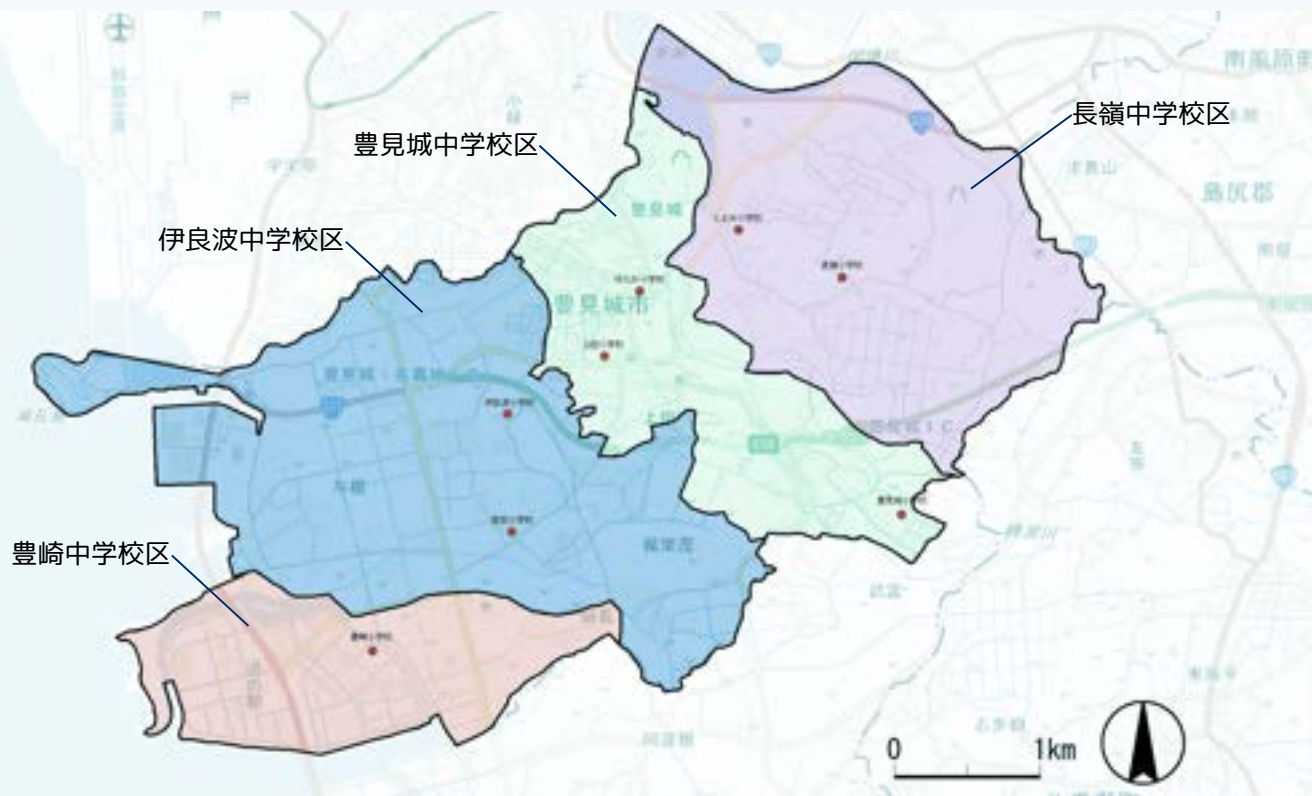
令和6年度の豊崎中学校開校に伴い、人口動態や地域情勢の変化が生じることを勘案し、教育・保育提供区域を、豊見城中学校区、伊良波中学校区、長嶺中学校区、豊崎中学校区の4区域に変更します。

教育・保育提供区域

豊見城中学校区・伊良波中学校区・長嶺中学校区・豊崎中学校区
※就学前教育・保育事業及び放課後児童対策に関する事項が対象

※放課後児童対策に関する確保策は、中学校区域で計画しますが、実際の整備は小学校区を念頭において行います。

※その他の地域子ども・子育て支援事業は、市全域を1区域で事業実施します。



第三期豊見城市子ども・子育て支援事業計画【概要版】
(令和7年3月)

豊見城市 こども未来部 こども応援課
〒901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1
TEL 098-850-6775